

タクシーをご利用のお客様へ 運賃改定のお知らせ

平素より、タクシーをご利用いただき、誠にありがとうございます。

私どもタクシー業界は、このたび乗務員の労働条件の改善と燃料価格を始めとする諸経費の高騰から、やむを得ず、四国運輸局公示に基づき運賃改定を行います。

つきましては、香川県香川地区（香川県のうち小豆郡及び香川郡直島町を除く全域）のタクシーは令和8年3月16日（月）より次のとおり新運賃で運行させていただくこととなりましたので、お知らせ致します。

今後ともお客様に、安全で快適なサービスを提供し、公共交通機関の使命達成に努力して参りますので引き続きご愛顧賜りますようお願い申し上げます。

新 運 賃 表

令和8年2月13日 四国運輸局長公示

車 種	運賃・料金		距離又は時間の適用	運 賃
普通車	距離制運賃	初乗運賃	最初の1.5kmまで	800円
		加算運賃	275メートルまでを増すごとに	100円
		時間距離併用運賃	時速9キロメートル以下の運行時間について	1分50秒ごとに
	待料金	1分50秒ごとに		100円
	時間制運賃	30分までごとに		3,400円
大型車	距離制運賃	初乗運賃	最初の1.5kmまで	850円
		加算運賃	205メートルまでを増すごとに	100円
		時間距離併用運賃	時速9キロメートル以下の運行時間について	1分25秒ごとに
	待料金	1分25秒ごとに		100円
	時間制運賃	30分までごとに		4,650円
特定大型車	距離制運賃	初乗運賃	最初の1.5kmまで	910円
		加算運賃	193メートルまでを増すごとに	100円
		時間距離併用運賃	時速9キロメートル以下の運行時間について	1分20秒ごとに
	待料金	1分20秒ごとに		100円
	時間制運賃	30分までごとに		4,950円

掲載の運賃は代表的なものです。

この他、近距離利用のお客様が安くご利用できるように初乗距離を短くし、初乗運賃も安く設定した運賃体系（普通車の初乗り運賃950mまで600円）等もありますので、ご利用なさるタクシー会社にお問い合わせください。